

1. 目次

- 【1】令和6年能登半島地震により影響を受けた手続きの取扱いについて（特許庁）
- 【2】申請手続きデジタル化の詳細について ～令和6年1月1日サービス開始予定！～（特許庁）

■ イベント情報 ■

- 【3】「つながる特許庁 in 仙台」申込受付中！（特許庁、東北経済産業局）
- 【4】「グローバル知財戦略フォーラム2024」参加者募集中！（特許庁、INPIT）
- 【5】「もうけの花道 ～中小企業支援者と研修担当のためのオンラインセミナー～」開催のお知らせ（中国経済産業局）
- 【6】「もうけの花道 ～経営者と中小企業支援者のためのセミナー～ 未来の成長を担うスタートアップへの金融機関の新たな伴走支援」開催のお知らせ（中国経済産業局）
- 【7】日本弁理士会関西会×INPIT-KANSAI オンラインセミナー「企業における秘匿化戦略と先使用权」を開催します！（INPIT）
- 【8】「第47回知的財産管理技能検定」受付中です！（知的財産教育協会）

■ 知財コラム ■

- 【9】【知財コラム】 パテントGO！

「年が改まっても」

日本弁理士会中国会 弁理士 津田 智康

■ 2. 内容 ■

- 【1】令和6年能登半島地震により影響を受けた手続きの取扱いについて（特許庁）

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続きについて、令和6年能登半島地震による影響を受けた方にお知らせいたします。

特許庁は通常どおり電子出願の受付を行っております。なお、令和6年能登半島地震により電子出願ができない場合（PCT国際出願を除く）は、「緊急避難手続きについて」により手続きを行ってください。

▽緊急避難手続きについて▽

https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/3_attention/03_06.html

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/saigai-tetsuduki-20240104.html>

- 【2】申請手続きデジタル化の詳細について ～令和6年1月1日サービス開始予定！～（特許庁）

令和 6 年 1 月 1 日「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行にともない、
現在電子申請ができない申請書類のうち、今回の法改正で電子申請が可能となっ
たものを対象に、電子申請を可能とする新たな機能をインターネット出願ソフト
に追加します。施行後は、特許庁に提出する申請書類のうち、現在電子申請がで
きない全ての申請書類について、原則として電子申請が可能となります。
※なお、現在ご利用いただいているインターネット出願ソフトの各種既存機能に
関する変更はありません。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレ
ンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【 3 】「つながる特許庁 in 仙台」申込受付中！（特許庁、東北経済産業局）

特許庁は、ビジネスにおける知財の活用をサポートするイベント「つながる特許
庁」を、全国 6 都市（旭川市、仙台市、郡山市、金沢市、大阪市、鳴門市）で開
催します！（参加費無料）

第 5 回は 1 月 25 日（木）、宮城県仙台市で開催します！

「創業・スタートアップ企業の推進力」をテーマに、創業・スタートアップ企業
が成長するために必要なこととは何か、また知財戦略の重要性等について、企業
の事例も交えてご紹介します！！

※現地でのイベントの様子を全国にも YouTube Live で配信しますので、開催地
域以外の方もぜひご視聴ください！

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://tsunagaru-jpo2023.go.jp/sendai/>

【 4 】「グローバル知財戦略フォーラム 2024」参加者募集中！（特許庁、INPIT）

「グローバル知財戦略フォーラム」が今年度も会場とオンラインのハイブリッド
で開催されます！ 注目の大企業・スタートアップの経営者や知財のスペシャリ
ストが数多く登壇！！

今回は、お昼の時間帯に交流会を実施いたしますので、ぜひご参加ください！

※交流会は現地開催のみとなります。

※会場参加・交流会参加には人数に限りがございますので、お早めにお申込みください。

【日 時】1/25(木) 10:00～16:50

【開催形式】視聴申込制 ハイブリッド開催（会場＋オンライン）

会場：KANDA SQUARE HALL（東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1）

※2/1(木)から2/21(水)までアーカイブ配信あり

【申込方法】参加をご希望の方は、下記 URL よりお申込みください。

<https://www.ip-forum2024.inpit.go.jp/regist.html>

※アーカイブ配信を視聴する場合も、申込が必要になります。

【定 員】会場：400名程度、オンライン（ライブ配信）：2,000名程度

【参 加 費】無料（視聴申込制）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.ip-forum2024.inpit.go.jp/index.html>

【5】「もうけの花道 ～経営者と中小企業支援者のためのセミナー～」開催のお知らせ（中国経済産業局）

中小企業のコンサルティングにおいて、経営者や担当者にいかに分かりやすく説明し理解を促進できるか？ セミナーの講師依頼があるが準備に大変、時間に余裕がなく断っている。多くの中小企業支援者が抱えている悩みのタネとなっています。

本セミナーは、無料で使える知的財産活用の成功例や失敗例、企業の成功事例動画「もうけの花道」を活用し、中小企業経営支援やセミナーを行っている経営支援者の事例から、動画教材を活用起業支援のポイントや活用法が学べるセミナーです。

【開催日時】2/8(木) 18:30～20:30

【開催方法】オンライン開催（WebexMeeting）

【対 象 者】支援団体職員、社内研修担当者、中小企業診断士、知的財産管理技能士、弁理士、弁護士など

【定 員】30名（定員に達し次第、申し込みを終了）

【参 加 費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/chizai/240110_1.html

【6】「もうけの花道 ～経営者と中小企業支援者のためのセミナー～ 未来の成長を担うスタートアップへの金融機関の新たな伴走支援」開催のお知らせ（中国経済産業局）

政府は「スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」ことを打ち出しており、金融機関の役割がますます重要となっています。特に、現在 VUCA（不確実性、不安定性、複雑性、曖昧性）の環境下で少子高齢化・人口減少、国際情勢流動化、カーボンニュートラルなどが中小企業に新たな課題をもたらしています。こうした課題に対応するためには、中小・スタートアップへの資金供給が不可欠であり、その鍵を握るのが金融機関からの融資です。本セミナーでは、地域金融機関における「経営デザインシート」の活用や、地域金融機関におけるスタートアップ支援の目指すべき姿について紹介します。

【開催日時】 3/21(木) 18:00～20:00

【申込締切】 3/18(月) (定員に達し次第、申し込みを終了)

【開催場所】 TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前 5 階 カンファレンスルーム 5A
(広島市南区大須賀町 13-9)

【開催方法】 Webex Meetings とリアルハイブリッド開催

【対象者】 中小企業経営者、中小企業支援者（金融機関、中小企業診断士、支援機関など）

【定 員】 60 人（会場 30 人、オンライン 30 人）

【参加費】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/chizai/240110_2.html

【7】日本弁理士会関西会×INPIT-KANSAI オンラインセミナー「企業における秘匿化戦略と先使用権」を開催します！（INPIT）

近年、企業における戦略的な知的財産管理の重要性が高まっています。本セミナーでは、知的財産管理を効果的に実行していくための手段として、「秘匿（ひとく）化」に焦点を当て、営業秘密管理のポイントと、先使用権制度の概要及び留意事項について専門家が分かりやすく解説します。また、先使用権に関する講演では、デジタル時代に合わせた証拠収集手法について、また、海外における先使用権制度の状況についても紹介します。

【開催日時】 1/30(火) 14:00～15:40 【申込締切】 1/26(金) 17 時

【参加形式】 オンライン Live 配信（配信環境：Zoom）

【講 師】 (独) 工業所有権情報・研修館 知的財産戦略エキスパート
深町 裕一 氏

日本弁理士会関西会 弁理士 山根 広昭 氏

日本弁理士会関西会 弁理士 駒谷 剛志 氏

【定 員】 100 人

【参加費】 無料

https://www.inpit.go.jp/kinki/event/20231205_02.html

2024 年 3 月 10 日(日)に実施されます「第 47 回知的財産管理技能検定」の受付締切が 1 月 30 日(火)となっています。詳細につきましては以下のウェブサイト
を参照ください。

<https://www.kentei-info-ip-edu.org/schedule.html#47>

【9】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。)

☒ ☐ ☒ ☐ —————
☐ ☒ ☐ 「年が改まっても」
☒ ☐ —————
 | 日本弁理士会中国会 弁理士 津田 智康
 |

弁理士の試験勉強を行っていた頃、一つの文が長い条文を理解するのに苦労しました。文を分解して掛り方を整理してやっと「そういうことか」にたどり着く、の繰り返しです（例えば不正競争防止法 2 条 1 項 17 号など、何書いているのか読んだだけでは理解できないです）。逐条解説というものがまた読み辛い文の連続でした。「～ものである」がくどいし、「～ことは言うまでもない」って、いや言ってるし、と内心で文句たらたら。

2023年に、知的財産権に関する侵害訴訟について弁理士対象の詳細な研修を受ける機会を得、条文が長い特許法102条1項と格闘する羽目になりました。加えて、侵害訴訟の判決文で示される判断基準（規範）も文がやたらに長く、読むのはもはや修行の領域でした。もっとも、判決文は悪文のチャンピオンと『悪文（岩淵 悦太郎編著）』で古くから指摘されていたりします。

条文や判決文の長さは何なんだ、と思いつつ、自身（弁理士）の仕事も基本的には文章ベースです。特許出願の明細書も審査や審判で提出する意見書も、誤解や誤読がされないように、主張したいことを整理して、証拠に基づく正しい論理構成で文章で伝えきる必要があります。厳密さを保ちつつも分かりやすい文を書こう、と言うのは簡単だけれど本当に難しいです。これは新年の抱負

に限らず、いつも目指すことですね。読む人にこの文章で伝わるだろうか、を心に留めて。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

中国地域知的財産戦略本部事務局

經濟産業省 中国經濟産業局 地域經濟部 産業技術連携課 知的財産室

住 所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL : (0 8 2) 2 2 4 - 5 6 8 0

E-mail: bz1-cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp

(お願い) 上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

U R L : https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

[illegible]